

起震車運転等防災啓発推進委託業務仕様書

1 目的

多くの県民に、地震の揺れを疑似体験していただき、防災について考えるきっかけとすることで、自助（住宅の耐震化、家具の転倒防止、非常用持ち出し袋の準備並びに飲料水及び食料等の備蓄等）の取り組みを進めることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

高知県内で実施される防災学習や避難訓練（以下「防災訓練等」という。）において、地震体験車（以下「起震車」という。）を活用し、地震による揺れの体験を実施するため、次の業務を行う。

(1) 業務計画の作成

業務の目的を十分に理解した上で、業務計画を作成するものとする。

① 下記の内容を記載した年間の業務計画書を委託者に提出し、その承認を得ること。

○ 人員体制

人員体制については、少なくとも次の内容を記載すること。

- ・ 業務責任者の氏名、連絡先
- ・ 業務担当者の氏名、連絡先、FAX
- ・ 起震車運行者の氏名、連絡先
- ・ 経理事務担当者の氏名、連絡先、FAX

○ 緊急連絡網

緊急連絡網は、平日の日中だけでなく、早朝、夜間、休日も想定して作成すること。

○ 従事者に対する研修

受託者は、業務の目的を達成するに十分な人員を選任するとともに、業務に従事する運行者に対して、少なくとも次の内容について事前研修を行うこと。

- ・ 起震車保管場所での運行前点検
- ・ 運転中の注意事項
- ・ 現場での作業手順
- ・ 起震装置の取扱い
- ・ 揺れの体験中に行うアナウンス及び安全管理
- ・ 体験者への啓発事項（チラシ配付等による住宅耐震化、ブロック塀の撤去、家具固定の重要性及び各種補助制度等について）
- ・ 起震車保管場所での清掃及び運行後点検
- ・ トラブル発生時の対応と連絡方法
- ・ 報告書類の作成 等

- ② 安全かつ円滑な運行のためには、運行に従事する人員が業務に習熟することが欠かせないため、やむを得ない事情がない限り、年度当初に報告した人員を年度途中で交代させないこと。
- ③ やむを得ず起震車運行者を交代する場合は、速やかに委託者に報告を行うとともに、受託者の責任において、起震装置操作員研修を実施し、報告書を作成の上、委託者へ提出すること。報告書には、必ず研修の様子が分かるように写真を掲載すること。また、円滑な業務の引き継ぎを行えるよう新たな人員に対する習熟期間を設けること。

(1) 打ち合わせ

打ち合わせは、委託業務の着手時及び完了時のほか、円滑な運行管理が実施できるよう、委託者又は受託者が必要と判断した場合は、随時実施するものとする。ただし、打ち合わせに係る経費については支払いの対象としない。なお、打ち合わせには、業務責任者及び業務担当者が立ち会うものとする。

(2) 起震車の運行スケジュールの管理

「起震車利用受付マニュアル」を順守し、起震車の利用の申し込みの受け付け、予約状況や運行スケジュール等の管理を行う。

① 受付時間

- ・ 予約の受付時間は平日（月曜から金曜日まで、祝日年末年始等の県庁の閉庁日を除く）午前8時半から午後5時15分までを基本とする。

② 利用申し込みの種類

- ・ 各市町村における翌年度の起震車利用希望日を記入した計画書については、各市町村から受託者へ提出される。
- ・ その他の日は一般利用可能日として、県内の利用希望団体等から市町村を通して確認があり、その後、利用希望団体等から直接、起震車利用申込書が提出される。

③ 申し込みの調整

- ・ 申し込みが重複した際は、巡回が可能な運行時間又は運行日を申込者に提案する等、可能な限り多くの申し込みに応じられるよう調整に努めること。

④ 週別起震車巡回計画の提出

- ・ 受託者は、翌週の運行計画を作成し、週別起震車巡回計画を前週の水曜日までに委託者に提出すること。
- ・ 週別起震車巡回計画の策定にあたっては、起震車の移動距離が最短となるよう、県内の拠点を活用する等、効率的な運行を心がけること。

⑤ 一般利用可能日の報告

- ・ 一般利用可能日は、委託者が県のホームページへ掲載する。そのため、受託者は最新の一般利用可能日の状況を、毎週水曜日に委託者に報告すること

⑥ 翌年度分の起震車割当計画（案）の作成

- ・ 受託者は、委託者から提供される市町村ごとの運行日数及び利用抽選への申込

を踏まえ、翌年度の起震車割当計画（案）を作成し、委託者の指定する期日までに提出すること。

(3) 起震車の運行及び管理

起震車の運行及び管理にあたっては、「起震車運転等防災啓発推進委託業務に係る車両の使用に関する協定書」及び「起震車巡回マニュアル」を遵守し、安全確保を最優先に行うものとする。

① 起震車を運転できる者

- ・ 起震車の運転は、8t未満の中型自動車を運転可能な免許証を所持している者が行うものとする。

② 操作時の服装等

- ・ 受託者は、起震車の運転及び操作に従事する人員に、事前に委託者の了解を得た防災訓練等にふさわしい作業服を用意し、これを着用させることを原則とする。また、補助員を同行させる場合は、補助員についても、同様とする。なお、作業服の準備に必要な費用は受託者の負担とする。
- ・ 受託者は、起震車の運行に従事する人員が着用する名札を作成し、業務従事中は、必ず着用させること。なお、費用は受託者の負担とする。

③ 起震車の運行・管理

- ・ 運行前には点検を実施する等、「起震車巡回マニュアル」に基づいて、起震車の運転及び起震装置の操作等を行い、安全確保に努めるものとする。
- ・ 揺れ体験の実施後は、体験装置内の清掃及び運行後点検を行うものとする。なお、一日に複数の現場で揺れ体験を実施する場合において、現場間を移動する間に清掃及び点検に必要な時間が確保できないときは、最終の揺れ体験の実施後に清掃及び運行後点検を行うこととする。
- ・ 車両外部は必要に応じて洗車を行う等、適切な管理を行うものとする。
- ・ 起震車内での喫煙は禁止とする。

④ 揺れ体験の実施

- ・ 揺れ体験の実施にあたっては、事業の目的を十分理解し、参加者に対して、親切、丁寧な接遇で行わなければならない。また、起震装置の操作は「起震車巡回マニュアル」を遵守するとともに、防災訓練等の責任者とも協力の上、参加者の安全確保を最優先に行うものとする。
- ・ 体験実施日において、受託者は、起震車の運転及び操作のための人員を最低1名（利用団体側が確保する安全確認員は除く。）は確保するものとするが、幼稚園、保育園、小中高等学校、特別支援学校、不特定多数の方の来訪が予測されるイベントで起震車体験を実施する際には、より安全面に配慮し、起震車の運転及び操作のための人員を増加させる等、調整するものとする（利用団体側が確保する安全確認員は除く。）。)
- ・ 揺れ体験は、原則として雨や荒天等の場合は、体験者の安全確保及び起震装置の故障防止のために中止する。なお、雨をしのげる屋根の下で揺れ体験を実施する場合等、天候に左右されない場合は、その限りではない。

⑤ 防災啓発の実施

- 住宅の耐震化及び家具固定等の自助の取組に関する啓発を、起震車に搭載している映像放映機器及びチラシ配布等に簡易な説明を交えて実施するものとする。

⑥ 起震車の運行日数

- 運行日数の見込みは、年間 320 日（160 日／1 台× 2 台）とするが、天候及び装置の点検等により、見込みを下回る場合もある。こうした場合であっても、委託料は実績に基づき支払いを行う。

4 運行車両の規格

(1) 1号車の規格

- 車両重量 7,845kg
- 総排気量 5,123cc（使用燃料：軽油）
- 車体規格 747（全長）cm×334（全高）cm×235（全幅）cm
- ETC の装備 あり

(2) 2号車の規格

- 車両重量 7,695kg
- 総排気量 6,403cc（使用燃料：軽油）
- 車体規格 739（全長）cm×335（全高）cm×233（全幅）cm
- ETC の装備 あり

5 起震車の保管

受託者が、安全かつ確実に保管できる場所を確保し、委託者に保管場所の住所及び地図等の保管場所が特定できる資料を提出し、承認を得るものとする。なお、保管に要する費用は受託者の負担とする。巡回にあたっては、郡部で数日間にわたって利用が続くこともあるため、保管場所は、県内全域で円滑な運行が実施でき、かつ、起震車の移動距離が最短となるよう、東部、中部、西部にそれぞれ少なくとも1箇所以上確保すること（関係事業者との提携等による確保も含む。）。

6 起震車の自動車保険の加入

受託者は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による自動車損害賠償責任保険及び不測の事態に備えて、以下のとおり起震車の自動車保険に加入しなければならない。加入後は、速やかに保険証書の写しを委託者に提出するものとする。

① 1号車の自動車保険

- てん補限度額
 - 対人賠償責任保険：無制限（免責金額0円）
 - 対物賠償責任保険：無制限（免責金額0円）
 - 車両保険：令和8年度保障額4,430万円（免責金額0円）
 - 車両保険：令和9年度保障額4,100万円（免責金額0円）
- 加入期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

② 2号車の自動車保険

・ てん補限度額

対人賠償責任保険：無制限（免責金額0円）

対物賠償責任保険：無制限（免責金額0円）

車両保険：令和8年度保障額1,340万円（免責金額0円）

令和9年度保障額1,340万円（免責金額0円）

・ 加入期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

7 揺れ体験中の事故

(1) 揺れ体験中は全ての作業を安全第一とし、事故（機器の故障及び不具合を含む。以下同じ。）の防止に最大限の配慮を行うことを前提とする。

(2) 受託者の過失により生じた事故については、受託者がその責任を負うものとし、受託者は、揺れ体験中の事故に備えて、損害保険等に以下のとおり加入しなければならない。

①レクリエーション保険

・ 保険金額

身体（1名あたり）：1億円（免責金額0円）

身体（1事故あたり）：5億円（免責金額0円）

財物（1事故あたり）：1,000万円（免責金額0円）

・ 見込延参加人数（1年あたり、1号車・2号車合計）40,000人

・ 加入期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 万が一、揺れ体験中に事故が発生した場合には、救護に万全を期すとともに、事故発生後、直ちに委託者に連絡すること。

8 報告書の提出

受託者は、別途定める起震車の運行に関する業務実績報告書を運行の都度作成し、月毎に提出すること。

① 報告書は、原則として翌月5日までに、1箇月分をまとめて提出すること。ただし、各年度の3月分の報告書については、3月末までに提出すること。

② 運行中の事故等、業務上特筆すべき事項が生じた場合は、その旨を電話にて報告するとともに、速やかに報告書を作成し提出すること。

9 支払

(1) 支払単位

原則として揺れ体験を実施した日を1日あたりの支払対象とし、契約に基づく1日

あたりの単価を乗じた額を支払う。

なお、起震車の移動や運行スケジュール管理といった関連業務のみを行った日は支払対象としない。ただし、雨天等によって体験が当日中止になった際に、すでに現地に起震車が到着していた場合は支払対象とする。

(2) 燃料費

燃料費については、領収書等の提出により別途実費で支払う。燃料は原則として、揺れ体験を実施した日に給油し、常に満タンの状態を保つこととする。ただし、起震車の保管場所となる市町村内及び近隣の市町村での使用が連続する場合はこの限りではない。

(3) 車両及び起震装置の定期点検に係る経費

車両点検は1号車・2号車ともに年2回（6か月点検若しくは12か月点検又は24か月点検）、起震装置の点検については、1号車・2号車ともに年1回（2月下旬ごろを予定）行う。点検は、委託者の指定する事業者若しくは、委託者の承認した事業者で行うものとする。実施にあたっては、事前に複数の事業者から見積書を徴収し、委託者の承認を得るものとする（複数の事業者から見積書を徴収できない場合は、委託者と協議すること）。なお、点検に必要な費用については、領収書等の提出により、実費相当分を支払う。

(4) 自動車保険及び体験中の事故に備える損害保険等への加入に係る経費

6の自動車保険への加入については、事前に複数の事業者から見積書を徴収し、委託者の承認を得るものとする（複数の事業者から見積書を徴収できない場合は、委託者と協議すること）。自動車保険の加入に係る費用は、実費で支払う。7の体験中の事故に備えるための損害保険等への加入に係る費用は、契約に基づく1日あたりの単価の中に含まれるものとし、追加の支払いは行わない。

(5) 適切な運行に必要となる物品の購入に係る経費

適切な運行に必要となる物品（感染症対策としての消毒液等）の購入については、委託者と協議により決定する。支払いは、毎月の委託料の支払いと併せて、領収書等の提出により、実費相当分を支払う。

(6) その他の経費（車両関係）

受託者の過失によらない故障時の修繕、維持管理用品等については、委託者の負担とし、車両の清掃等に必要なる消耗品及び安価な備品等の軽微なものは受託者が負担するものとする。

この場合において、1回の整備が2万円を超える場合は、受託者は委託者に協議を申し入れるものとする（例：タイヤ交換等）。

なお、支払いは、毎月の委託料の支払いと併せて、領収書等の提出により、実費相当分を支払う。

10 検査・支払等

(1) 検査方法

8の報告によって検査を行う。なお、必要に応じて、防災訓練等の現場での確認を行う。

(2) 支払方法

原則として1か月を単位とし、前月実施分を検査後の請求に基づき支払うものとする。

11 事情変更

委託者及び受託者は、契約締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの仕様に定める条件が不相当となったときは、協議により仕様を変更することができる。

12 契約変更

委託料について、毎年度末に、最終の実績に基づいて変更契約を行うものとする。

13 その他

(1) 委託者は、業務に従事する人員に問題があると判断した場合、人員の変更を求めることができる。この場合、受託者は直ちに当該人員を業務から外し、新たな人員を選任すること。

(2) 体調不良等不測の事態に備え、複数名の起震車運行者を選任しておくこと。

(3) 受託者は、業務で使用する車両等を委託業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 受託者は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法令上の全ての責任を負って人員を管理し、法令を遵守すること。

(5) 委託者は、本業務に係る内容を随時受託者に対して調査することができる。受託者は、この調査に速やかに回答できるよう、常に本業務に係る内容を適切に整理及び管理すること。

(6) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。